

1 当事務所のインボイスについて

令和 5 年 10 月 1 日からインボイス制度が始まります。

皆さん、準備はお済みでしょうか？

インボイスを発行するには国に申請をし、**適格請求書発行事業者の登録をしなければなりません。**登録がされると、国から登録番号が通知されます。

当事務所も早速、登録を申請し番号を取得しました。

4 月分の請求書から記載していますのでお気づきの方もいらっしゃるかと思いますが、下記に番号を記載します。

○適格請求書発行事業者の登録番号

T6-8101-3301-9118

まだ、登録番号を取得していない方は早めに取得をしましょう。

制度が始まるのは翌年の 10 月ですが、既に企業はインボイスへの対応を考えています。

早めに請求書に登録番号を記載することにより、当社が適切に対応していることをアピールしましょう!!!

又、只今、消費税の免税事業者の方で適格請求書発行事業者の登録申請をするかしないかお悩みの方は是非ご相談下さい!

尚、令和 5 年 10 月 1 日から適格請求書発行事業者となるには、原則的に令和 5 年 3 月 31 日迄の申請が必要です。当事務所では基本的には令和 4 年 12 月 31 日までに登録申請を終えようと思っておりますのでお早めにご相談下さい。

2 当事務所の公式 Twitter について

当事務所では、税金やお金、相続や贈与などの情報、事務所からの連絡事項等を Twitter で発信しています。

ブログでは重すぎるような内容も Twitter で気軽に発信していますので、ぜひご覧ください!

Twitter で検索：寺坂誠税理士事務所

3 雇用保険料率の改正について

令和 4 年度には 2 回の雇用保険料率の改正があります。

1 回目は 4 月。こちらは事業主負担のみの改正です。

一般の事業では事業主負担分が 0.6%から 0.65%へ上昇します。

給料を支払時に従業員様から徴収する雇用保険料率には変わりありませんのでご注意ください。

注意すべきは、10 月からの改正です。

従業員様から徴収する料率が変更となります。一般の事業では 0.3%から 0.5%に従業員様からの徴収分が増加します。給与計算をする際には間違えないようにしましょう!